

静岡県告示第659号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和2年9月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社HLS	駿東郡清水町 八幡 45 番地 の 1	こどもの森	駿東郡清水町 柿田 189 番地 の 11	令和2年9 月 1 日	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	特定なし